

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町国民健康保険税条例 平成18年 3 月20日条例第89号 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日 _____ 以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 15,800円 (2) 特定世帯 7,900円 (3) 特定継続世帯 11,850円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円 (2) 特定世帯 3,150円	○四万十町国民健康保険税条例 平成18年 3 月20日条例第89号 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日 <u>の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日</u>以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯 _____ _____（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。） _____ _____ _____ _____以外の世帯 15,800円 (2) 特定世帯 7,900円 _____ (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯<u>以外</u> _____の世帯 6,300円 (2) 特定世帯 3,150円

改正後	改正前
(3) 特定継続世帯 4,725円 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,060円 (イ) 特定世帯 5,530円 (ウ) 特定継続世帯 8,295円 ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,410円 (イ) 特定世帯 2,205円 (ウ) 特定継続世帯 3,308円 オ 略 カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の_____の世帯 11,060円 (イ) 特定世帯 5,530円 _____ ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の_____の世帯 4,410円 (イ) 特定世帯 2,205円 _____ オ 略 カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

改正後	改正前
33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア 略	ア 略
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,900円	（ア） 特定世帯以外_____の世帯 7,900円
（イ） 特定世帯 3,950円	（イ） 特定世帯 3,950円
（ウ） 特定継続世帯 5,925円	_____
ウ 略	ウ 略
エ 略	エ 略
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,150円	（ア） 特定世帯以外_____の世帯 3,150円
（イ） 特定世帯 1,575円	（イ） 特定世帯 1,575円
（ウ） 特定継続世帯 2,363円	_____
オ 略	オ 略
カ 略	カ 略
（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア 略	ア 略
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,160円	（ア） 特定世帯以外_____の世帯 3,160円
（イ） 特定世帯 1,580円	（イ） 特定世帯 1,580円
（ウ） 特定継続世帯 2,370円	_____
ウ 略	ウ 略
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別

改正後	改正前
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,260円 (イ) 特定世帯 630円 (ウ) 特定継続世帯 945円 オ 略 カ 略 附 則 1～18 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2 <u>第4項及び第5項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第7項（附則第8項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第7項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは「<u>第35条第1項</u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。	平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外_____の世帯 1,260円 (イ) 特定世帯 630円 _____ オ 略 カ 略 附 則 1～18 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2 <u>第3項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第7項（附則第8項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第7項中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第36条</u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。